

○日本育英会永年勤続者表彰規程

昭和41年10月18日

達第498号

改正 昭和48年10月13日達第615号

昭和55年4月17日達第709号

昭和61年9月16日達第790号

平成元年2月1日達第823号

日本育英会永年勤続者表彰規程

(趣旨)

第1条 日本育英会職員（支部の職員を含む。以下同じ。）に対する永年勤続の表彰については、この規程の定めるところによる。

(表彰を受ける者)

第2条 永年勤続の表彰（以下「表彰」という。）は、次の各号の一に該当する職員について行なう。

- (1) 毎年、創立記念日（10月18日）において勤続期間が20年に達したもの
- (2) 毎年、創立記念日において勤続期間が30年に達したもの
- (3) 毎年、創立記念日において勤続期間が40年に達したもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、会長が表彰状（別紙様式）を授与することにより行なう。

(表彰の日)

第4条 表彰は創立記念日の前日に行なう。ただし、創立記念日が日曜日にあたるときはその2日前、月曜日にあたるときはその3日前に行なう。

(勤続期間の計算)

第5条 勤続期間の計算は、職員となつた日の属する月から起算し、表彰の日の属する月まで引続いて勤務した月数とする。ただし、休職期間は勤続期間から除いて計算する。

(表彰の延期)

第6条 次の各号に掲げるもののうち、いずれかに該当する者については、表彰を行なわない。ただし、情状により表彰することが適当であると認められる者についてはこの限りでない。

- (1) 懲戒処分により減給を受けた日から2年を経過しない者
- (2) 懲戒処分により戒告を受けた日から1年を経過しない者

第7条 表彰を受ける資格を有する者のうち、過去3年以内に病気休暇、欠勤または休職により職務に従事しなかつた期間が1年以上ある者に対しては、その表彰を翌年以降に繰り延べることができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか表彰の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和41年10月18日から施行する。
- 2 この規程に定める勤続期間の計算については、准職員等（雇員、傭員、常勤労務者給与を受けていた者を含む。）であつた期間および財団法人大日本育英会に在職していた期間を、職員であつた期間とみなす。

附 則（昭和48年10月13日達第615号）

この改正規程は、昭和48年10月13日から施行する。

附 則（昭和55年4月17日達第709号）

この改正規程は、昭和55年4月17日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年9月16日達第790号）

この規程は、昭和61年9月16日から施行し、この規程による改正後の日本育英会永年勤続者表彰規程の規定は、昭和60年10月18日から適用する。

附 則（平成元年2月1日達第823号）

この規程は、平成元年2月1日から施行する。

別紙様式

表 彰 状

氏 名 殿

あなたは二十年の長い間(三十年の長い間、四十年の長い間)日本育英会に  
勤務し職務に精励しましたよつてここに表彰します。

平成 年 月 日

会長名

印

別紙様式